

実地確認の中身で議論白熱

中環審 処理制度専門委員会

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会廃棄物処理制度専門委員会（委員長・田中勝・鳥取環境大学研究・交流センター教授）の第10回が9月15日、都道府県会館で開催。修正された廃棄物処理制度専門委員会報告書案に関する意見交換が行われた。中でも議論が白熱したのは適正な委託処理の確保として浮上した「実地確認」の具体的な中身。排出事業者責任の元、処理業者に委託した後の処理を確認する必要がある、その手段としての「実地確認」は正当なものとする意見と、過度の負担に比べ有効性を疑問視する意見が対立した。

制度見直しの論点の「範囲を明確にした上で1つが「排出事業者責任の強化・徹底」。見直しの方角としての適正な自ら処理の確保②適正な委託処理の確保③排出事業者の明確化の3つが挙げられている。このうち①については修正されたのは「許可が必要な処理施設で処理を行っている排出事業者には帳簿の作成や保存が義務付けられているが、許可施設以外で処理している排出事業者も適正な処理の確保のために処理の状況を記録する必要があり、帳簿の対象となる

「負担の大きさに比べ効果は薄い」 帳簿作成は「対象範囲を明確に」で修正

帳簿の作成・保存制度は創設すべきでない」「帳簿の作や保存が求められる自ら処理を行う排出事業者について、処理の定義を明確にする」とも、帳簿に記載する内容を明確にすること「などの意見が事務局に寄せられていた。

②について修正されたのは「排出事業者や中間処理業者は委託した処理が委託契約書に沿って適切に実施されているかを定期的に確認するべきである。ただし、排出事業者や産廃処理業者にとって過度の負担とならないよう、実地確認以外に産廃処理業者による情報提供等による確認も可能とする」と、排出事業者が直接委託していない処理（例えば、中間処理後の最終処分）に関しては原則として直接委託した者が確認し、排出事業者はその結果を確認すればよいとすることが考えられる（主意）の部分。

「実地確認についても各委員の意見は以前から分かれていた。配布資料によると、委託した処理の状況とは、具体的にどのような情報を意味するのか明確にするべきである。（中略）中間処理業者の情報開示により確認することが現実的。処分業者に情報提供・公開等を義務付け、排出事業者が開示情報により処理の確認ができる体制を整えるべき」

「実地確認は、委託契約上問題ないのに、現地確認するとともに現地に発生しているという問題があり、必要性としては非常に高い。ただし、負担のない形として中小企業等への配慮を検討すべき」排出事業者による委託先での処理状況の定期的な実地確認は、負担の大きさに比べて効果が薄く、導入すべきではない」などの意見が寄せられていた。

修正部分には「過度の負担とならない」との文言が反映された形だが、この日の議論は修正案をめぐるさらさらヒートアップ。

「排出事業者の中には処理業者に委託したから終わりという認識があり、それは問題で実地確認は排出事業者責任として必要」排

出事業者が定期的に確認することは当然だと思つた。この意見に対し、実際に施設を見ても、自分たちが出した廃棄物の処理をリアルタイムで確認できるわけではない。実際には形式的なものになる」との見方が示された。最後まで意見の一致はなかった。